

第 13 簡易タンク貯蔵所

1 施設区分

簡易貯蔵タンクにより危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の施設区分は、次による。

- (1) 簡易貯蔵タンクに固定した給油設備によって、自動車等の燃料タンクに直接給油することを主な目的とする場合は、給油取扱所として規制する。

なお、一日の給油量が指定数量未満であっても、当該簡易タンクに収納する危険物の数量が指定数量以上である場合は、給油取扱所としての規制の対象となる（昭和 37 年 4 月 6 日自消丙予発第 44 号質疑）。

- (2) 簡易貯蔵タンクより容器等に詰替え又は小分け等をする場合で、1 日における取扱量が指定数量以上の場合には、一般取扱所として規制する。

- (3) (1) 又は (2) 以外の場合には、簡易タンク貯蔵所として規制する。

2 屋外の簡易タンク貯蔵所

危政令第 14 条第 2 号により一の簡易タンク貯蔵所に設置することができる簡易貯蔵タンクの数規制されており、簡易貯蔵タンクを屋外に設置する場合には、1 メートル以上の幅の空地を確保すれば複数の簡易タンク貯蔵所の設置が可能となるが、施設等の実態により判断をする。

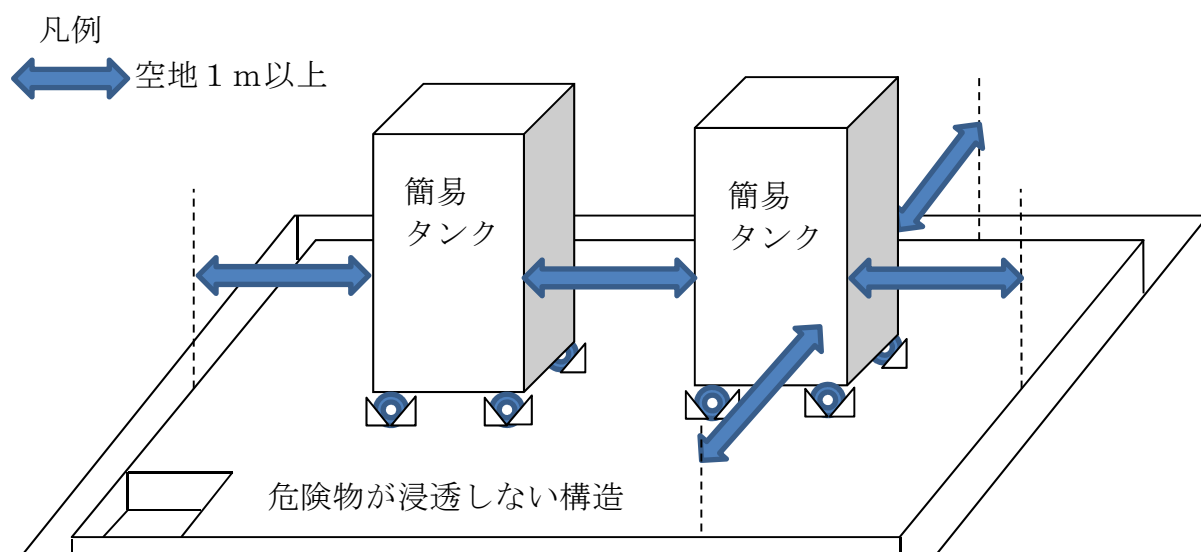
3 同一品質の危険物

危政令第 14 条第 2 号に規定する「同一品質の危険物」には、法別表の品名が同じものであっても品質の異なるものは含まれないこと。たとえば、オクタン価の異なるガソリンは、同一品質の危険物とはならず、普通ガソリンと高オクタン価ガソリンをそれぞれ貯蔵する簡易貯蔵タンクは一の簡易タンク貯蔵所に併置することができる。

4 固定方法及び地盤面

- (1) 危政令第 14 条第 4 号に規定する「固定」は、車止め又はくさり等による方法とする。

- (2) 危政令第 14 条第 4 号に規定する「地盤面」は、コンクリート等で舗装し、危険物の浸透しない構造とする。流出した危険物の拡散範囲を限定し、かつ、回収等を容易にするため傾斜等を設け、漏えいした危険物を収納するための貯留設備を設ける（第 13-1 図参照）。◆



第 1 3 - 1 図 空地の幅と固定方法例（屋外）

5 屋内に設ける簡易貯蔵タンク

危政令第 1 4 条第 4 号の規定により、簡易貯蔵タンクと専用室の壁との間に 0.5 メートル以上の間隔を保つこととされているが、同一の専用室内に簡易貯蔵タンクを 2 以上設置する場合には、それらのタンク相互間にも 0.5 メートル以上の間隔を保つものとする。

6 通気管

危規則第 2 0 条第 4 項の規定により、先端の高さを 1.5 メートル以上とされているが、簡易貯蔵タンクの手輪から通気管先端までの高さが 1.5 メートル未満のものにあっては、設置場所にコンクリート台を設け、地上 1.5 メートル以上となるように設置する必要がある。

7 蓄圧式簡易貯蔵タンク（昭和 3 8 年 4 月 6 日自消丙予発第 1 2 号質疑）☆

コンプレッサーから圧搾空気をタンク内に送り、その圧力によって危険物を吐出させる簡易貯蔵タンクで、次の（1）から（2）までに掲げる基準に適合するものは、簡易貯蔵タンクとして取り扱うことができる。

- （1）タンクは、危政令第 1 4 条第 5 号及び第 7 号に規定する基準に適合する。
- （2）タンクは、厚さ 3.2 ミリメートル以上の鋼板で気密に造るとともに、水圧試験において、漏れ又は変形しないものとする。
- （3）タンクには、使用常用圧力の 1.1 倍以下の圧力で作動し、かつ、使用するコンプ

レッサーとの関係において十分な吐出能力を有する安全装置を設ける。

- (4) 給油ホースの取付部には、給油を行うとき以外は、給油ホースとタンクとの間の危険物が遮断できるバルブ等を設ける。
- (5) 加圧用空気を送入する配管の途中には、非常時の場合に容易に空気の送入を遮断できるバルブ等を設ける。
- (6) タンクは、容易に移動しないように地盤面に固定する。

8 静電気除去について

- (1) 危険物を取り扱う際に静電気の発生するおそれのある簡易タンクには、蓄積された静電気を有効に除去する装置を設けること。◆
- (2) 簡易タンク貯蔵所に設ける電気設備については、「第7 製造所」の例によること。

◆